平成16年3月14日　第1375号　発行：湯沢町役場総務課

広報ゆざわ

湯沢町町民憲章

わたしたちのねがい

美しい自然につつまれた雪のまち湯沢
清らかな愛情あふれるまち
すこやかな活力みなぎるまち
さわやかな誰もが訪れたいまち
みんなで力をあわせ
豊かで明るく住みよい
文化の香り高いまちをつくりましょう





3月6日(土)夜、布場スキー場にて、「第52回湯沢温泉雪まつり」が開催され、子どもたちによる鳥追いや雪雷太鼓(写真㊤)、100人によるタイマツ滑降、雪中花火などが行われました。

毎年恒例のミス駒子コンテストは、応募総数108人の中から、長友　美貴子さん(東京都港区)、駒形　美香さん(大和町)、近藤　悠さん(埼玉県所沢市)(写真㊦・左から)の3人が選ばれました。

主な内容

町長施政方針演説・・・・・・・・・・・・2～7
土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について・・8
ひとり親家庭等の皆さんの生活を支援します・9
温水健康体操教室参加者募集・・・・・・・・10
無料という誘い文句に注意・・・・・・・・・11
預金保険制度・・・・・・・・・・・・・・・12
高病原性鳥インフルエンザについて・・・・・13
お知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・14

町長施政方針演説（要旨）

3月5日、町議会の開会に先立ち、町長から平成16年度の施政方針が表明されました。
ここでは、その要旨を掲載します。

清津川ダム計画中止後の三俣地域振興計画

町は、住民の皆さんからの要望を取りまとめ、昨年6月に開催された第3回三俣地区地域振興整備検討会に要望し、具体的な検討を重ねてきました。その過程において、三俣地域振興ビジョンを策定するとともに、優先要望項目を整理・選定し、昨年10月の住民説明会を経て、第13回ワーキング部会にその早期実現を図るよう提示しました。

国は、清津川護岸整備や国道17号の直轄事業の項目と「道の駅」の必要性の調査について、昨年8月に調査費の概算要求をしたところですが、町は具体的な計画内容の提示と早期事業着手を要望するとともに、直轄事業以外のものについても最大限の支援を要望していきます。

県においては、第15回ワーキング部会で県としての支援内容の提案がありましたので、早急にその内容の整理と検討を行い、内容の精度を高めていただくとともに更なる追加支援を要望していきます。

町は、「道の駅」及び関連施設の調査を行い、基本計画の検討を行うとともに、国庫補助事業の街なみ環境整備事業の「協議会活動助成事業」を要望し実施したいと考えています。これから、具体的な方策の話し合い等を進めるため、住民総意の新たな組織の設立が必要とのことから、三俣4町内に出向いてその設立を要請し、3月4日に設立会議が開催されました。

また、一昨年のダム建設計画中止以来1年半が経過いたしましたが、この間、地元選出国会議員や県議会議員及び国土交通省等に対して要望活動を積極的に展開してきました。これからも、地域振興策の早期実現と国や県の最大限の支援を求めて活動したいと考えています。

町税の徴収対策

昨年、新設された収納課では、税及び料金の収入確保と徴収率向上を目標とし、併せて機構改革後の課の体制整備の充実を図ってきました。平成16年度においてはソフト・ハード両面を更に充実させ、収納及び滞納整理等の事務処理を円滑に進め徴収率向上に努めたいと考えています。

徴収率向上にあたっては、具体的な数値目標を設定した中で、滞納繰越額の縮減を図り、更に現年度課税分の滞納発生の抑制に取り組んでいきます。

長引く経済不況の中、抜本的徴収対策がない状況でありますが、会社更生法の適用により、計画的に納付ができるようになった会社や、倒産後新たな経営者が継続して営業していくことになっている会社等、固定化した大口の不良債権が様々な形で処理が可能になる事例も発生していますので、それらも念頭に入れた中で滞納処理等を行います。

また、今年度は、信販会社に収納を委託し、全国の金融機関での口座振替を可能とし、近年中にはコンビニエンスストアでの納付も実現したいと考えています。

また、1都3県の徴収嘱託員2名、町内嘱託員1名、そして昨年7月から国民健康保険収納率向上特別対策国庫補助事業で臨時職員1名を採用しました。嘱託員は平成15年度12月末現在で8千6百万円の徴収があり、平成16年度も継続して行きたいと考えています。

行財政改革の取り組み

現在進行中の第3次行政改革大綱に則り、真剣に取り組んでいきます。

しかし、景気低迷等から税収の落ち込みが予想以上に進行するとともに、国の三位一体により、歳入が減少しつづける見込みです。このままでは、財政危機に追い込まれる状況になります。

この事態を打開するためには、従来の手法では解決は困難であり、財政構造そのものを根本から見直す必要があると考えています。

こうしたことから、一般会計、特別会計、企業会計全ての事業の総点検を行い、縮小、休止、廃止をも敢行する決意で見直しを行うとともに、受益に対する負担の適正化についても検討する必要があると考えています。

このことは、住民サービスの低下に結びつきかねない厳しい事態でありますが、将来にわたって安定した財政運営の健全性を確保していくため

に避けて通れない過程であり、早急に課題に取り組んでいきます。

国土調査事業

地積調査を実施し、一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、地図及び簿冊にすることにより、正確な土地の記録を作成します。

この正確な土地の記録である「地積図」と「地積簿」が登記に反映され、不動産登記の精度が高まり、その後の土地取引の円滑化や行政の効率化等、幅広い分野での利活用が期待されます。

土樽地区の調査は、平成5年度から始めてきました。平成15年度における調査完了面積は6.25㎢であります。このまま調査が進むと、湯沢町の平地における調査終了予定は、平成33年頃となります。

また、三俣地区の調査については、平成17年度の着手を目指し、基準点等調査に必要な準備計画を平成16年度に予定しています。

情報化の推進

町は、行政事務のIT化に向け、ネットワークの整備、職員1人1台のパソコンの配置、データベースや電子メールなどを利用した情報の共有や交換を行い、事務効率を向上させるグループウェアの導入、住民・税情報などの処理を行う総合行政システムの南魚電算からの業務の移管、住民基本台帳ネットワークへの参加、統合型地理情報システム（GIS）の導入、総合行政ネットワークへの参加などIT基盤の整備、各種業務の電算化を進めてきたところです。

今後は、導入整備を行ったシステムや情報を用い、行政事務の効率化をより一層図るとともに、申請・届出等行政手続きのオンライン化など住民サービスの向上に取り組んでいきます。また、注目を集めている情報セキュリティ対策にもより一層取り組んでいきます。

快適な生活環境に向けて

①環境衛生対策

自然環境の保全のため、廃棄物の減量化、分別の徹底、再生使用の推進を図り、循環型社会への転換を進めます。また、生活環境の保全のため、町衛生組合をはじめとした関係機関と連携し、町内の環境美化活動や不法投棄防止のための粗大ごみ特別収集事業等の活動に積極的に取り組み、きれいで快適なまちづくりを進めていきます。

なお、かねてより環境基本条例制定について検討してきましたが、既存の自然保護憲章、町総合計画及び各種環境関連条例等により、実践的な活動を重点に、豊かな自然に満ちた町の環境保全を目指したく、当面の間は新たな条例の策定は見合わせることとしましたので、ご理解をお願いします。

3ヵ年の継続事業で建設してきました広域ごみ焼却処理施設は、新炉運転試験が順調に進められてきて、ようやくこの3月末には正式に引渡しを受け、本格的に稼動します。また、その一方では施設運営費の増加も見込まれるので、生活のうえでの買い方、使い方、捨て方を変えていくことで簡単にごみを減らせるよう、「ごみを出さない、つくらない」運動に取り組んでいきます。

②住み良い住宅環境の整備

平成13年度より、老朽化した原新田町営住宅の建て替えを進めてきました。平成15年度までに一般世帯用住宅8棟16戸、単身用住宅2棟4戸が完成しています。平成16年度は、単身用住宅2棟4戸を建設し完了とします。

平成15年度より、克雪住宅整備の補助事業をスタートしたところですが、今後も雪国の生活環境向上のため、融雪屋根等の普及の必要性について考えていきます。

上中子宅地分譲地については、平成15年秋より分譲販売を開始したところですが、残念ながら1件も成約に至らない状況にあります。長引く経済不況等の影響によるものと考えますが、社会情勢によって町が手段を講ずれば販売が促進され、住宅建設がなされるという状況にありませんので、長期展望に立って上中子団地の魅力を高め、整備検討を図りつつ、期間をかけての販売を目指していきたいと思います。したがって、2次の区画道路築造は見合わせることとしました。

③下水道事業

清津川流域の水質保全に資するため未整備地区である三俣・二居地区の全体調査策定に着手をし、下水道の普及促進を図りたいと考えています。

湯沢町の下水道普及率は平成16年度末で88%に達する見込みですが、水洗化率は76.5%であり一層の水洗化を進めるため、下水道接続の義務づけの趣旨、水洗化による快適性や利便性、融資制度等について広報等の活用や戸別訪問等により、下水道接続促進に努めます。

また、収入を確保するため使用料金の滞納整理に取り組み、健全な経営が出来るよう努力します。

④水道事業

観光客の減少による使用水量の減少が続いている状況ですが、累積欠損金は平成16年度に解消できる見通しです。未収金の徴収に努力し、財政基盤の強化に取り組んでいきます。

石綿管の更新、配水管の新設等の施設整備も計画的に進めていきます。

⑤温泉管理事業

使用湯量は減少傾向です。温泉の安定供給を行い、財政基盤の確立と施設整備や維持管理に万全を期していきたいと考えています。

地域から要望のありました主水通りの給湯管の布設を行い温泉を供給し、交流人口の増加を図りたいと思います。

本事業の民営化につきましては、源泉所有者等の皆さんと話し合いを行っているところです。

人々が安心して健やかに暮らす地域を形成するために

①社会福祉の充実

少子高齢化が進行し、社会を取り巻く環境も変化する中で、社会保障制度は人々が安心して生活していくために欠かせないものです。中核となる福祉サービスは、利用者の意向を尊重し、かつ関係機関との協力や保健医療との連携を強化しつつ、地域との協働により、人々が支え合い、心やさしく思いやりのある社会を築く必要があると考えます。

また、障害者福祉対策については、湯沢町障害者福祉計画に基づいて、障害のある人もない人も「ともに生きる」ことを念頭に、地域とともに、障害者の自立と社会参加に向けた各種事業の推進を図っていきます。特に昨年度スタートした「障害者支援費制度」により、自らが選ぶサービスとして、身体・知的障害者のホームヘルプサービスの利用が急増しています。また、精神障害者の居宅支援事業についても円滑な実施を推進し、さらなる障害者の地域生活支援に努めていきます。

②介護保険事業の展開

高齢者の増加に伴い要介護者は増加し、介護認定者数も年々増えています。

これに伴い、必要なサービス量と費用の増加が見込まれますが、湯沢町介護保険事業計画に基づき、利用者や家族に対するサービスの充実を図り、介護保険制度の円滑な運営に努めていきます。

また、介護予防事業の強化として、「シルバー温水健康体操」並びに「けんこつ体操」の参加者拡大を図り、大勢の皆さんが自らの力をつけ、健康で生き生きとした老後生活を送れるよう支援し取り組んでいきます。

③保健事業の充実

平成15年度に策定しました「湯沢町健康づくり計画」は、大勢の皆さんのご意見をお聞きしながら、保健医療計画、母子保健計画、児童育成計画を一体として策定し、住民一人ひとりが生き生きと元気に暮らしていけるための具体的な目標値を掲げ、目標に基づいた健康づくり事業に取り組むとともに、健康診査の実施により、生活習慣病の予防や早期発見、早期治療に努めていきます。

また、妊産婦や乳幼児、身体や心に不安や心配のある方、介護や生活支援が必要の方等には、保健師の家庭訪問、相談窓口、情報提供の強化を図り、支援していきます。



みんなで雪遊び（中央保育園）

④少子化対策と児童福祉の充実

全国的に少子化が急速に進行している中で、当町での出生数も減少の傾向にあります。このため、今までの保育に欠ける児童対策中心から社会全体での子育て家庭の支援へと、もう一段上の対策が求められています。

町では先に次世代育成支援に関するニーズ調査を実施し、子育て支援に関する生活実態やご要望・ご意見をいただき、それをもとに、少子化の流れを変えるべく、従来の取り組みに加えて更なる少子化対策を推進する必要から、町の次世代育成支援に係る行動計画を策定します。

また、児童福祉の充実については、乳児及び未満児保育・障害児保育・延長保育・一時保育・学童保育など、今後も多様化する保育需要に柔軟に対応し、心身ともに健やかな子どもへと成長するよう保育を進めていきます。

⑤国民健康保険事業

国民健康保険における医療費は、平成14年の保健医療センター開業により大幅に増加し続けており、加えて長引く経済不況等による保険税納税率の低迷により厳しい財政運営を強いられています。このため、国保財政の安定的運営を図っていくためには、保険税納税率の向上と、従来からの保健事業活動の充実強化を重点に取り組む必要があります。

保険税滞納者に対する資格者証及び短期被保険者証の交付を厳格に適用し、これを適

切に運用していくことで納税率の向上を図ります。

また、国民健康保険税の納期回数を年4回から年9回に増やし、1回あたりの納付額を低く抑えることにより、納付しやすくします。

そして保健事業では、従来からの国保人間ドックの充実に加え、各種検診管理システムにより、要受診者に対して早めの精密検査や受診を勧めるとともに、検診結果を適切に把握して、被保険者の日常の健康管理指導を行うなど、更なる医療費の軽減と住民の健康維持に努めていきます。

⑥老人保健事業

平成14年10月の制度改正により、老人の自己負担が定額負担から所得に応じての1割・2割の定率負担に変わり、通常であれば老人医療費は減少するはずですが、当町では医療環境の整備にともない、国保と同様に医療費支出が急増しています。

公費負担割合の増加分もあり、町の持ち出す医療負担金が年々増えていますが、保健福祉部門と連携して高齢者の保健事業、検診事業、介護予防生活支援事業等を充実強化するよう取り組んでいきます。

⑦病院事業

地域医療を目指す医師等のご努力により、経営は順調に推移しています。また、医療・保健・福祉の連携が一体となり、健康増進が図られています。

整形外科の常設につきましては、地域医療振興協会に強く要望しているところですが、残念ながら今は、週2回の診療となっています。引き続き常設を要望していきます。

産業の活性化に向けて

①観光業の振興

長引く不況は観光産業を中心とする当町の経済に著しい影響を与え、とりわけ主力であるスキー観光の低落傾向は、依然として歯止めがかからない状況です。

多くの観光客を呼び戻すためには、変化する国民の旅行に対するニーズを敏感に捉え、速やかにそして的確に対応することが今後の課題と肝に命じ、新しい発想と戦略で湯沢町が厳しい地域間競争に打ち勝ち、観光振興による増益対策を図っていきます。

実践方針の策定について、町民とともに「観光立町宣言」を行い、業・民・官が一致した認識のもとに実行し、真の観光地湯沢町を目指します。

短期的な戦略として、湯沢町観光協会の法人化を進め、更なる機能強化により効果的な宣伝事業を図ります。

「観光のまちづくり」推進事業を重点策に、地区観光協会が広域連携による地域づくりで取り組む誘客に対し、支援をしていきます。

旭原活性化施設の完成に伴い、旭原花の郷を体験観光ゾーンと位置づけ、一帯にある観光施設を宣伝し誘客を図ります。

観光施設の整備については、前年度に引き続き観光案内標識、登山ブームに対応するため登山道の整備を実施していきます。

②商工業の振興

経営の安定に支障をきたしている中小企業者に対し、運転資金の借り換え、また、融資のためのセーフティーネット保証制度に基づく認定の周知に努めます。

毎年地域活性化の一策として商工会が中心になって実施している「こらっしゃい湯沢収穫祭」に引き続き助成をしていきます。

中小企業経営者やその後継者もしくは従業員が、経営研修会やセミナーを受講する場合、人材育成の観点からその受講料の補助制度について、商工会と調査研究し確立を目指します。

③農林業の振興

依然、米あまりが続いている中、米政策の抜本的改革を目指した「米政策大綱」が本年より実施されます。中でも農業者及び農業団体が主体的に取り組もうとする新たな生産調整方式は、一元的な転作面積配分から作付面積配分に変わり、湯沢町には768.53トンの生産量が割り当てられました。これをもとに農家個々には農家組合長を通じて、既に作付面積を配分していますが、農家の皆さんには是非とも生産調整100%の達成に向けてご協力をお願いするものです。

中山間地総合整備事業は平成16年度も引き続き事業が実施され、農村公園及び用排水路を中心に整備が進められます。平成15年度に着手した旭原活性化施設及び市民農園がまもなく完成しますので、利用促進についてPRに努めます。産地づくり品目にソバを奨励して、活性化施設への供給確保とともに特産物として生産の拡大を進めます。

森林は木材生産の場としてはもとより、国土の保全、水資源の涵養等、公益的機能を発揮する役割を担っていて、その機能を十分に活用するには適正な管理が重要です。育成途上の森林の手入れが行き届かない現状ですが、町有林を中心に計画的に整備を進めていきます。

④浅貝地区共同浴場建設

長年にわたり、地元町内会を始め関係団体より要望されていました共同浴場建設については、建設場所を地元「美人の湯」跡地が適当であるとの調査報告に対し、町内会の同意を得たことから、用地及び温泉井の取得に向け、競売入札に参加していきます。なお、当該地の入札期間は平成16年

3月15日から22日となっています。取得費については、別に補正予算に計上し提案します。

各共同浴場の利用料金等の見直しについては、調査研究していきたいと思います。

⑤観光事業関係

湯沢温泉ロープウェー建設に係る企業債償還額相当を、一般会計から支援を受け、営業収益の増と経費節減という両面から経営改善に向けた積極的な営業展開を続け、平成13年度には湯沢高原アルプの里において、開業以来最高の来場者を迎え、湯沢夏観光の拠点としての位置づけと夏営業における採算性の確保の基盤を確立しました。

しかし、平成14年、15年と2年間にわたる天候不順と記録的な冷夏現象は、野外施設であるアルプの里にとって大打撃となりました。

また、経済不況と若者のスキー離れが進む中、スキー場経営を支えていた夏営業の収益が急激に減少し、観光事業会計そのものまでも崩壊するような結果が生じ、営業形態を根本から見直し、抜本的な観光事業の改善に取り組まなければならない時期を迎えました。

平成16年度も、今までの経営戦略を基盤として、お客様のニーズに合った魅力あるソフト面の開発と積極的な営業活動を続け、お客様に満足と感動を味わっていただくための努力とともに、営業形態の抜本的改革に着手し観光事業会計の自立へ向け、職員一丸となって取り組んでいきます。

安全で充実した暮らしに向けて

①道路整備事業

国道17号新三国トンネルについては、群馬県新治村と組織する協議会での長年の要望活動が実を結び、ルート案が具体化したところです。今後は早期着工と完成に向け、更なる要望活動を進めていきます。また、国道353号の群馬県中之条町との県境開設促進についても、両町での協議会で引き続き関係機関に要望を行っていきます。

次に、国道17号の湯沢塩沢道路の整備促進ですが、将来のバイパス計画はもとより、冬期間赤坂での車両スリップ等による通行不能があるため、幹線道路であると同時に生活道路である同区間の安全確保を関係機関に要望していきます。

県道につきましては、東橋架替工事が平成16年度の秋の完成を目指して工事が進められています。

また、中央線改良工事の谷地地内90mの間については、現在地権者の方々にご説明とお願いをしているところで、平成16年度の着工予定です。

向原越後中里停車場線の旭原地内は、今年度に引き続きバリアフリー事業として歩道の整備が継続施工されます。

町道整備につきましては、谷後線における谷後橋取付部の改良工事の着工、また、中川線は今年度に引き続き工事を進めていきます。船沢橋関連ですが、現在、JR新潟支社との協議に向けた概略設計を作業中であり、これに続き平成16年度は実施に向けた詳細設計費を予算計上しました。

②都市計画事業

「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」により用途地域の指定のない地域(白地地域)についても地域区分が行われることになり、従来一律であった建ぺい率と容積率がそれぞれの市町村案を基に県の都市計画審議会を経て、平成16年度早期に施行されることになっています。

中央公園ですが、レジャープール前の町有地1.25haを新たに都市計画決定の手続きを踏まえ公園への面積編入を行っていく計画です。

③砂防・河川事業

国の直轄事業として魚野川床固工群、大源太川の護岸整備、そして万太郎谷と水無川砂防堰堤については継続施工されます。

浅貝川の整備については、地元の意向を尊重する中で要望していきます。

県営事業における湯元地内の湯之沢川の砂防工事は、平成16年度で完成します。

町事業としては、エスポ川上流部の護岸改修と谷地地内の河川改修を計画しています。

④交通安全対策

昨年の湯沢町における交通事故発生件数は59件と、平成14年に比べ24件減少しました。

今後も、警察・交通指導隊などの関係機関、地域、事業所等と一体となって事故撲滅に取り組んでいきます。

また、事故全体としては高齢者事故の割合が24%と高いことから、従来の交通安全運動に加えて、町民交通安全大会を開催し、交通安全意識の高揚と基本的交通ルールの遵守を一層推進し、交通事故防止を図っていきます。

⑤町内交通網の確保

「湯沢町地域交通計画」を策定し、これにより生活交通の確保対策を実施しているところです。

また、ノーマライゼーション社会の実現に向け、交通バリアフリー法に基づき越後湯沢駅を中心とした地域を対象として交通バリアフリー基本構想を策定し、交通における障壁の除去を目指します。この一環として、越後湯沢駅の新幹線ホームに通じるエレベーターの設置に対して助成措置を講じます。

未来につながる豊かな教育・文化を育むために

①学校教育の振興

各学校では、総合的な学習の時間が定着し、年間数百人単位の地域ボランティアが子どもたちの学習を支援しています。また、他町に先駆けて導入した学校評議員制度も、徐々にその機能を発揮してきています。このような成果を踏まえ、子どもたちの「生きる力」の育成を目指し、学校教育の更なる充実・発展が求められます。そのため町としては、これまで以上に、さまざまな面での助成や支援を行っていきます。まず、湯沢町学校教育研究協議会と連携しながら、各校共通の全国標準学力検査を実施します。実態を把握し、指導計画を改善することによって、子どもたちの学力向上を図るものです。また、国や県による各種補助事業を活用し、指導員・相談員・介助員など、学校に対する人的配慮を進めていきます。更に、町ＰＴＡ連絡協議会などと諮りながら、学校と家庭・地域との連携を深めるための具体的活動を推進します。学校の施設設備の保全・充実につきましては、これまでと同様、年次的・計画的に行っていきます。

「湯沢高校の明日を考える会」と共に、湯沢高等学校の存続運動を進めていくことは、町全体にとって、新しく生じた大きな課題であると考えています。

②生涯学習の推進と文化振興

公民館や雪国館をはじめ、町内団体等が実施する学習活動等に「いつでも、どこでも、だれでも」が参加できるよう、環境づくりに努めます。

川上四郎「越後湯沢全国童画展」及び「川端康成と『雪国』の世界展」などを実施し、また、童画美術館建設については、建設検討準備委員会の中で調査・研究していただきたいと思っています。

また、「雪国館」では昨年に引き続き、完成した高山辰雄作品を含め、残りの「雪國」日本画の世界展作品を購入し、川端康成小説「雪國」執筆の地「湯沢町」の文化発信をしていきます。

町民のレクリエーション活動の普及のため、気軽に参加できる新たな生涯スポーツ事業の推進を図ります。

町史編さん事業では、平成17年の町制施行50周年に併せ、全巻刊行を目指し、取り組んでいるところです。

③青少年の健全育成

学校週5日制実施3年目の本年は、さらに「青少年育成センター」の活動の充実を図り、家庭教育・青少年教育との連携を図りながら、地域のサークルや団体、関係機関等と一体となり、文化の継承・体験活動・非行防止の啓発活動を通じて青少年の健やかな成長を促していきます。

④冬季スキー国体準備に向けて

「第64回国民体育大会冬季大会スキー競技会」開催に向け、新潟県、関係団体、開催地市町村、及び湯沢町準備委員会が一体となり、全町民の盛り上がりを図り、専門委員会を拡充設置し準備を進めていきます。

なお、昨年設置した国体準備係に人員補充し、職員体制を順次整え、事務室も公民館内に別に設置し、事務局活動を進めていきます。

また、ジュニアスキー選手育成を図るため、新たな指導者を充実強化し、2009年のスキー国体に標準をあわせ選手強化を行っていきます。

⑤国際交流事業

平成15年度に将来の姉妹都市提携を念頭に候補地を選定するため、調査団を米国に派遣しました。その結果、ユタ州ソルトレイク郡マグナを候補地として決定しました。相手方のマグナは、姉妹都市提携に積極的で、調査団帰国後もメール等でコンタクトを取っている状況です。

平成16年度は予定どおり国際感覚を培うことを目的に、中学生を対象とした交流派遣事業を実施します。それとともに姉妹都市提携に向け、より交流を深めるため職員の派遣を計画しています。



マグナの職員の方々と湯沢町調査団

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

以上、町政運営の全般について、基本的な考えを申し上げましたが、多くの課題が山積する中、厳しい予算編成となりました。

更に、行政の簡素化、効率化を進めるとともに、歳出抑制を図るため、義務的経費、裁量的経費の制度、施策の抜本的見直しに取り組んでいきます。

ご利用ください

町の奨学金貸与と就学援助

奨学金貸与制度

修学の意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対し、町の予算の範囲内で奨学金を貸与する制度です。

【奨学生の資格】

①湯沢町に住所を有する者の子弟であること。

②高等学校、高等専門学校、大学、大学院、専修学校又は各種学校等に在学し、他の公的奨学金の給与又は貸与を受けていない者。

③心身ともに健全で修学に意欲のある者。

④世帯の前年の所得税の合計額が50万円以下であること。

【貸与額】

●高等学校又は専修学校の高等課程等
：月額20，000円以内

●大学、大学院、短期大学、専修学校の専門課程等
：月額50，000円以内

【貸与期間】

貸与決定の月から在学する学校の最短修業年限の終期まで。

【貸与利息】

貸与利息は無利子です。

【返還期間・方法】

貸与を終了した翌年度から貸与を受けた年度数の2．5倍の年数で、半年賦での返還（半年毎の支払い）となります。

【申請受付期間】

3月15日（月）～31日（水）

※平成16年度の申請者は、この期間内で取りまとめますが、予算の範囲内で年度途中でも随時受付します。

就学援助制度

経済的理由等により、就学困難な児童生徒が、義務教育を円滑に受けることができるよう、学用品費や給食費等の一部を援助する制度です。

保護者の申請に基づき教育委員会がその内容を審査して認定した場合に支給されます。

なお、認定は単年度ごとですので、現在認定されている方でも申請が必要です。

【申請に必要なもの】

①申請書（教育委員会学校教育課にあります。）

②添付書類

●町民税の課税証明書、確定申告書の写し、源泉徴収票など所得を確認できるもの

●児童扶養手当を受けている場合には、最新の児童扶養手当の証書又は認定通知書の写し

●世帯更生資金（生活福祉資金）の貸付を受けている場合には、世帯更生資金の貸付決定書の写し

●町民税、事業税、固定資産税、国民年金掛金、国民健康保険料（税）の減免及び免除を受けた場合はその決定通知書の写し

【申請受付期間】

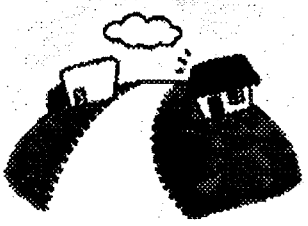
3月15日（月）～31日（水）

◆詳しくは、学校教育課（TEL784・2211）へお問い合わせください。

平成16年度

■土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について■

縦覧期間	4月1日（木）～5月31日（月）
縦覧帳簿	土地・家屋価格等縦覧帳簿
縦覧対象者	○固定資産税の納税者 ○納税者と同居の親族、納税者の代理人 ※免税点未満の固定資産の所有者は縦覧できません。 自分の所有するすべての固定資産の評価額が、土地、家屋それぞれごとに次の価格に満たない人。 土地：30万円　家屋：20万円



【問い合わせ】
税務課資産税係
TEL 784－3452

ひとり親家庭等の皆さんの生活を支援します

～児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成～

◎児童扶養手当

【支給要件】

次の要件に該当する児童（18歳になって最初の3月31日まで、児童に中度以上の障害があるときは20歳を迎えるまで）を養育している母又は養育者（祖父母等）に手当が支給されます。なお、父子家庭は対象外です。

①父母が婚姻を解消した児童
②母が婚姻によらないで懐胎した児童（未婚の母子）
③父が死亡した児童
④父に障害（年金の障害等級が一級程度）がある児童
⑤父が生死不明の場合、父から一年以上遺棄されている場合、父が拘禁されている場合等

【支給制限】

支給要件に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する場合は支給されません。

①母が婚姻関係にあるとき（内縁関係なども支給されません。）
②死亡や障害等の支給要件に対して、年金や補償等を受けられるとき
③対象児童が父と生計を同じくしているとき（支給要件④の場合を除く。）

【手当の額】

手当の認定を受けた受給資格者とその扶養義務者（同居している父母、祖父母、子、兄弟姉妹等）の前年の所得額に応じて支給月額が決められています。

区　分	手当の額
全部支給（低所得者）	42，000円
一部支給（中所得者）	41，990～9，910円
支給停止（高所得者）	0円

＊右記の表は、児童が一人の場合の手当額です。児童が2人の場合は5，000円が加算され、3人以上の場合は更に3，000円ずつが加算されます。



◎ひとり親家庭等医療費助成（県親）

【助成要件】

児童扶養手当の支給要件と同様の事情により、母子・父子家庭等になった方の医療費の一部を助成します。

【助成制限】

助成要件に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する場合は支給されません。

①父又は母が婚姻関係にあるとき（内縁関係なども助成対象になりません。）
②生活保護、乳児医療費助成、重度心身障害者医療費助成のいずれかを受けている場合
③資格者とその扶養義務者（同居している父母、祖父母、子、兄弟姉妹等）の前年の所得額が一定額以上の場合

【助成内容】

医療機関で受診した際の自己負担額が次のようになります。

通院　月の4回目まで一回につき530円（5回目以降は0円）
入院　一日につき一，200円

【受付・問い合わせ】
住民課保育係
TEL784・3001

平成16年度 温水健康体操教室参加者募集

町ではピンピンコロリを目指し、丈夫な筋肉づくり・骨づくりができるためにプールでの運動を行なっています。健康増進施設温泉プールにて、通年で週1回ずつ参加できるよう8クラスで行ってきました。運動が習慣化し、継続することで効果が増しています。

平成16年度は新たに80歳以上の方など1対1で介助員がつくサポートクラスを増設、また男性クラスを新設します。

申込受付は通年で随時行っていますが、4月から参加したい方は3月19日（金）までに申し込みください。また詳細についてはお問い合わせください。

〔参加費〕
1回500円（送迎バスをご利用の方は別に100円が必要になります。）

〔申込・問い合わせ〕
在宅介護支援センター
（総合福祉センター内）
TEL 780・6199

〔内容等〕

クラス	サポートクラス	ゆっくりクラス	しっかりクラス	ヘルスアップクラス	男性クラス
対象	一人ではちょっと不安という方。	血圧・心臓など不安定な方。ゆっくりペースで行いたい方。	膝腰に少し痛みはあるが、しっかり元気に動ける方。	生活習慣病予防のために運動が必要な方	男性のみ
開催曜日及び時間	月曜日 午後2時30分～3時30分	火曜日 午後2時30分～3時30分	水曜日 午後1時30分～2時30分	月曜日 午後1時30分～2時30分	木曜日 午後2時30分～3時30分
	火曜日 午後1時30分～2時30分	金曜日 午後1時30分～2時30分	水曜日 午後2時30分～3時30分		
		金曜日 午後2時30分～3時30分	木曜日 午後1時30分～2時30分		
送迎バスあり・なし	あり	あり	なし	なし	なし

テレビは不燃ごみではありません

―適正なごみの出し方にご協力を―

湯沢地区で、2月に入り「不燃ごみ」の中に“テレビ”を混入して出された方がいます。

テレビは、リサイクルの対象商品です。購入店に引き取ってもらうか、リサイクルセンター魚野へ搬入してください。

住民課環境生活係　TEL 784 － 3453

「無料」という誘い文句に注意！あとで高額な請求が・・・

新潟県消費生活センターには、「無料商法」の被害にあったという相談が多く寄せられています。

●「無料商法」とは・・・

「無料」をうたい文句に消費者を勧誘し、実際には高額な商品やサービスを契約させる商法です。

●こんな相談が寄せられています

①若者を狙って
…エステティックサービスの契約

美顔エステの無料体験に誘われ、前から興味があったので出掛けた。無料体験後もっと施術や化粧品が必要だといわれて、勧められるまま契約してしまった。総額が100万円を超え、支払えない。

《助言》

この場合、契約してから8日以内であれば、無条件で解約することができます。また、この期間後であっても、解約料などを支払って中途解約することができます。

②携帯電話で
…情報料の請求

「完全無料」と表示のあった出会い系サイトを利用したら、3日後に5万円を振り込むようにと電話が来た。

《助言》

「無料分しか使っていないので払いません。」とハッキリと手短かに断りましょう。

③訪問販売で
…浄水器の契約

電話でアンケートに答えたら、業者がお礼にと浄水器を届けに来た。

後日、もっと性能のよいものがあると高価な浄水器を勧められ、断り切れずに50万円の浄水器を契約してしまった。

《助言》

この場合、契約してから8日以内であれば、無条件で解約することができます。

●被害にあわないために・・・

①「無料」の裏には「高額な契約」が隠されていることがあります。何が「無料」なのか十分に確認しましょう。

②「無料」でも必要のないものはハッキリと断りましょう。

③出会い系サイト等を利用する時は、画面表示や規約をよく読みましょう。

新潟県消費生活センター
相談電話　025・285・4196

恩給欠格者、引揚者の皆さんへ

◎旧軍人軍属で恩給などを受けていない恩給欠格者の方

①外地などの勤務経験があり、加算年を含む在職年が3年以上の方及び在職年が加算年を含めて3年未満の方のうち実在職年が1年以上の方に、内閣総理大臣名の書状・銀杯が贈呈されます。（独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律第20条第1項に定める慰労品の贈呈を受けた方は対象になりません）。

②内地勤務経験のみの方で、実在職年が1年以上の方に、内閣総理大臣名の書状が贈呈されます。

③右記対象者で、請求を行うことなく亡くなられた方に、ご遺族からの請求に応じて対象者あての内閣総理大臣名の書状が贈呈されます。（請求期限：平成17年3月31日）

※「恩給欠格者」とは、恩給法令でいう旧軍人軍属であって、年金たる恩給を受給するための最短在職年数に満たない方、および旧軍人軍属として在職に関連する共済年金等年金たる給付を受ける権利のない方をいいます。

◎終戦に伴い、本邦以外の地域から引き揚げてこられた方

昭和42年の引揚者特別交付金を受給された方に、内閣総理大臣名の書状が贈呈されます。（請求期限：平成17年3月31日）

■請求書類は、福祉保健課福祉係（総合福祉センター内、℡784・4560）に用意してあります。

【問い合わせ】
独立行政法人平和祈念事業特別基金
フリーダイヤル
0120・234・933
ホームページ
http://www.heiwa.go.jp/

こうなります！預金保険制度

当座預金、普通預金、別段預金については、平成17年3月末まで引き続き全額保護されます。

○定期預金等については、これまで同様、預金者1人当たり、一金融機関毎に元本1，000万円までとその利息等が保護されます。
○平成17年4月以降は、当座預金等の利息のつかない預金が全額保護されることになります。
※農水産業協同組合貯金保険制度においても同様の取扱いがなされます。

預金保険対象商品と保護の範囲は？

<table>
<tr><th colspan="2">期間
商品の分類</th><th>平成14年4月～平成17年3月</th><th>平成17年4月～</th></tr>
<tr><td rowspan="2">預金保険の対象商品</td><td>当座預金、
普通預金、
別段預金</td><td colspan="2">全額保護</td><td>利息のつかない等の条件を満たす預金（※2）は全額保護</td></tr>
<tr><td>定期預金、貯蓄預金、通知預金、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託（ビックなどの貸付信託を含みます）、金融債（保護預り専用商品に限ります）など（※1）</td><td colspan="2">合算して元本1，000万円までとその利息等（※3）を保護

1，000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。（一部カットされることがあります。）</td></tr>
<tr><td>預金保険の対象外商品</td><td>外貨預金、譲渡性預金、元本補てん契約のない金銭信託（ヒット、スーパーヒットなど）、金融債（保護預り専用商品以外のもの）</td><td colspan="2">保護対象外

破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。
（一部カットされることがあります。）</td></tr>
</table>

（※1）このほか、納税準備預金、掛金、預金保険の対象預金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。
（※2）決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。
（※3）定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等も利息と同様保護されます。

預金保険制度に加入している金融機関は？

○銀行（日本国内に本店のあるもの）　○信用金庫　　○信用組合
○労働金庫　　○信金中央金庫　　○全国信用協同組合連合会
○労働金庫連合会
※農協、漁協、水産加工協等の系統金融機関は、別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています。
（詳しくは、農水産業協同組合貯金保険機構℡03－3285－1272までお問い合わせ下さい。）

もっと詳しく知りたい方は？

預金保険機構℡03－3212－6029、関東財務局℡048－600－1146又は金融機関の窓口にお問い合わせください。

金融庁 http://www.fsa.go.jp/　預金保険機構 http://www.dic.go.jp/

高病原性鳥インフルエンザについて

2月28日に京都府での発生が確認され、発生農場の生産物(卵、鶏肉)の一部が新潟県にも搬入されていたことが明らかになったことから、飼育者については、次の事項を守るようお願いします。

①庭や農場内外での放し飼い飼育はしない。(野鳥や野鳥の糞との接触を断つ)
②飼育舎へ野鳥や野鳥の糞が入らないようにする。
③野鳥が飛来する池の水を与えない。
④野鳥が飛来する池周囲に近づかない。
⑤他の鳥類の飼育場所にむやみに近寄らない。(出入りの際には靴底、衣類等の消毒を徹底する。)
⑥飼育舎の清掃、消毒に努め、鶏等に接触した場合は手洗い、うがいを行う。
⑦飼育場所で使用する器具、長靴等は専用とし、他での使用はしない。
⑧連続して複数の鳥が死ぬなどの異常が認められた場合は、直ちに家畜保健衛生所に連絡してください。

※消毒薬としては、学校や飼育者が使用する場合、逆性石鹸系の薬剤が安全で殺ウイルス効果も期待できます。(商品名…オスバン、ロンテクト、クリアキル)

【問い合わせ】
中越家畜保健衛生所防疫課
TEL 025・794・2121

今月の納税等

下水道事業受益者負担金(第4期)

納期限は、3月31日㈭です。
口座振替納付の方は、3月29日㈪に引き落としさせていただきます。
※納付は便利な「口座振替制度」もあります。ぜひご利用ください。

■湯沢町の交通事故発生状況■

負傷者数が昨年と比べ、10人増加しています。

県内の平成15年中の交通事故による死者数190人のうち、歩行中に71人、自転車乗用中に20人、二輪車乗用中に22人が亡くなりました。

ドライバーだけでなく、歩行者・自転車も交通ルールとマナーを守りましょう。

	本年	前年	増減
発生件数	15件	15件	±0件
死亡者	0人	0人	±0人
負傷者数	31人	21人	+10人

(平成16年1月1日～2月29日現在)

町長日誌 2月

2日 予算査定／湯沢砂防振興協議会中央要望
3日 日赤新潟県支部評議員会／湯沢高校の明日を考える会
4日 駅前広場の利活用打ち合わせ／広域連合総務委員会
5日 ふるさと市町村圏審議会／湯沢町スキー振興協議会理事会
6日 北陸整備局、関河川部長来庁／東急リゾート来庁／水田農業経営確立対策推進協議会
9日 課長会議／三俣地域振興対策会議／温泉通り事業共同組合理事会／魚沼スカイライン開発組合議会
10日 新潟県町村人事事務組合議会／三俣地域振興対策住民説明会(三俣一区)
12日 三俣地域振興対策要望(国会議員)／冬季国体打合せ／定期監査(中期)報告
13日 湯沢町小学校親善スキー大会／冬季国体要望／三俣地域振興対策住民説明会(三俣二区)
16日 県町村会理事会／三俣地域振興対策住民説明会(八木沢)
17日 郡町村会／町政懇談会／三俣地域振興対策住民説明会(大島)
18日 三役会議／雪国青年会議所
19日 観光立町宣言推進委員会
20日 南部森林組合理事会／南魚沼郡町村議員協議会総会／W杯フリースタイル新潟苗場大会ウエルカムパーティー
21日 W杯フリースタイル新潟苗場大会
22日 魚沼地域医療高度化検討会議
23日 浅貝町内会／南魚沼職業能力開発運営協会理事会／補正予算査定／湯沢塩沢道路整備促進期成同盟会要望会／南魚県友会
24日 魚沼地域特別養護老人ホーム議会／産業建設常任委員会／補正予算査定
25日 県町村会定期総会／町村長研修会／三俣地域振興対策要望(北陸地方整備局)
26日 広域連合議会／湯沢町保健医療センター会議
27日 浅貝共同浴場協議／広域連合議会
28日 桜井新先生と豪雪地域の生活環境を語る会／湯沢高校の明日を考える会
29日 魚沼地域医療高度化研修会

国際交流報告会

【日時】
3月25日（木）
午後1時30分～
【会場】
働く婦人の家（大和町浦佐）
【講演】
「ネパール・ムスタン開発の支援と現状」
近藤　亨氏
「国際交流　秘境3，100メートルの進展」
原　千賀子氏
【主催】
NPO法人ネパール・ムスタン地域開発協力会　南北魚沼支部
【問い合わせ】
ハローワーク六日町
TEL772・3157

南魚沼就職ガイダンス2005

来春大学等（専門学校等含む）卒業見込みの学生を対象とした就職面接会を開催します。優秀な若い人材を確保する絶好の機会です。多くの企業の参加をお待ちしています。
【日時】
4月21日（水）午後1時～
【会場】
六日町文化会館

自動車の登録と自動車税の申告はお早めに

自動車の売買を行ったり、所有者や使用者の住所変更等があった場合は、運輸支局への登録と県への申告が必要です。なお、自動車税は車検証の登録名義をもとに課税されます。

もう一度正しく登録されているか確認してください。変更の必要がある場合は3月31日までに手続きをしてください。

【問い合わせ】
○自動車取得税と自動車税の申告は
県税務課新潟分室
TEL025・283・2279
県税務課長岡分室
TEL0258・22・1134
○自動車の登録については
新潟運輸支局
TEL025・285・3123
新潟運輸支局長岡自動車検査登録事務所
TEL0258・22・1131

南魚沼体験交流観光講座

【日時】
3月18日（木）
午前10時～午後4時30分
【会場】
塩沢町公民館
【内容】
・参加者自身で旅行プランをつくる課題研究ワークショップ
・講演
・塩沢町で実施された体験旅行プランの受け入れ報告
・昼食として郷土料理の試食会
【募集人数】
50人
【参加料】
500円
【申込方法】
3月16日（火）までに電話で申し込んでください。
【申込・問い合わせ】
六日町地域振興事務所
地域振興課
TEL772・2662

県高齢者大学学生募集

明るい未来に向かって、色々なことに興味を持ち、意欲的に参加してみませんか！
【講座】
教養講座（2年制）、福祉ボランティア講座、パソコン講座
【期間】
6月～10月
【場所】
新潟ユニゾンプラザ
【資格】
県内在住で、地域活動に関心のある概ね60歳以上の方
【申込期限】
4月15日（木）
【問い合わせ】
県長寿社会振興財団
TEL025・285・1400

まちのうごき

2月届出分		3月1日現在		（前年比）
出生	3	男	4,363	（－ 44）
死亡	16	女	4,531	（－ 76）
転入	16	計	8,894	（－ 120）
転出	11	世帯	3,161	（－ 30）

お誕生おめでとうございます

2月10日　髙橋　渓（けい）さん　（一之町、忠明・亜希子さん）
2月13日　山田　菜帆（なほ）さん　（栄町、宏行・由貴子さん）
2月26日　大内　奏昌（そうすけ）さん　（石白、義和・典子さん）

ご逝去お悔やみ申し上げます

2月18日　釼持　政市　さん　（松川、80歳）
2月19日　田村　利　さん　（下中、86歳）
2月24日　松本　孝治　さん　（栄町、74歳）
2月27日　釼持　藤二郎さん　（松川、87歳）
2月27日　伊藤　昭和　さん　（栄町、77歳）
2月29日　柳　優子　さん　（一之町、47歳）

※類似文字で表記する場合があります。ご了承ください。
※広報に掲載してほしくない場合は、届出の際に申し出てください。